本号で公布された法令のあらまし

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七八号）（国土交通省）

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年一一月一日とすることとした。

◇令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二七九号）（内閣府本府）

1　令和三年八月七日から同月二三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈣　島根県隠岐郡西ノ島町及び隠岐の島町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈤　佐賀県武雄市及び杵島郡大町町の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八〇号）（農林水産省）

1　特定業務を営む特定承継会社について銀行とみなして適用する法令に、海上運送法施行令及び造船法施行令を追加することとした。（附則第一四条第一項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百七十八号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年十一月一日とする。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　菅　　義偉

令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百七十九号

令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第十条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町の区域に係る激甚災害にあっては、それぞれに定める措置 イ　島根県隠岐郡西ノ島町及び隠岐の島町　法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 ロ　佐賀県武雄市及び杵島郡大町町　法第十二条に規定する措置

備考

一　上欄の暴風雨とは、令和三年台風第九号及び同年台風第十号によるものをいう。

二　上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。